

【大分県への質問書に対する県の回答別「次の対応」】

① 県が「はい(妥当である)」と答えた場合

県の回答の意味

県は次のことを公式に認めたことになります。

- 米軍訓練が
 - あった年
 - なかつた年いずれでも
年間の砲撃音回数・騒音がほぼ横ばいである
- という
九州防衛局自身が公表しているデータを見た上でも
- なお
「射撃日数を 2 日短縮すれば、住民負担は軽減される」
という判断は妥当である

という立場を取った、ということです。

この場合の私たちの次の対応

「では、その判断の根拠を示してください」
という、次の段階に進みます。

具体的には:

- どのデータを見て判断したのか
- 年間騒音回数と日数の関係をどう評価したのか
- 「軽減された」と言える指標は何か
- 判断に関わった部署・検討過程は何か

を、文書で説明するよう正式に求めます。

- ▶ ここで県が説明できなければ、
「妥当」と答えたこと自体が成り立たなくなります。
-

② 県が「いいえ(妥当ではない)」と答えた場合

県の回答の意味

県は、次のことを公式に認めたことになります。

- 過去に小火器受け入れを判断した際に用いた
「日数短縮=住民負担軽減」という論理は
- 防衛局の公式データを踏まえると
成立していなかった

という認識を持った、ということです。

この場合の私たちの次の対応

「では、今回の新火器の判断に
同じ論理は使わない、という理解でよいか」
という確認に進みます。

つまり、

- 今回の対装甲車両火器の使用要請について
- 小火器導入時と同じ
「日数を少し減らしたから拡大ではない」
という説明では
- 受け入れ判断はしない

ということを、文書で確認します。

- ▶ これは 2006 年の小火器受け入れ時のような破綻した判断を県が再びすることを
未然に防ぐための“歯止め”を作る作業です。どちらを答へても、その後の県としての
判断をどう組み立て、説明するのかが問われる構造になっています。